

令和8年度フードビジネス競争力強化事業補助金（二次）募集要領

宮崎県企業振興課

1 事業の趣旨

本事業は、食品安全管理を強化し、県内外（海外を含む。）への販路拡大や外貨獲得を図るため、第三者認証の取得に取り組む県内食品製造業者に対し補助するものです。

2 事業内容

県内の食品製造業者が実施する第三者認証（FSSC、ISO、JFS など）の取得や認証の取得のために必要となる設備・施設の改修に要する経費の一部を補助します。

3 補助対象者

- （1）県内に主たる事務所又は事業所を有する食品製造業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- （2）県税に未納がないこと。
- （3）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （4）補助金の交付の対象となる事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （5）その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

4 補助対象経費等

| 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
|-----------------------------|------------|-------------|-------|
| 1 食品安全管理における第三者認証の取得 | 委託料 役務費 | 1 / 2 以内 | 100万円 |
| 2 食品安全管理における第三者認証の取得のために必要と | 修繕費 | | |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| なる設備・施設の改修 | | | |
|------------|--|--|--|

※上記 1 及び 2 の両方の事業に応募することもできますが、二事業合わせて補助上限額は 100 万円です。

※補助対象経費の詳細は、(別紙)を参照ください。

5 応募手続等

(1) 応募期間

令和 8 年 6 月 15 日 (月) から令和 8 年 7 月 7 日 (火) まで (必着)

(2) 提出書類

下記の書類を電子メール又は郵送・持参にて提出してください。(電子メールにて提出した場合は、必ず電話にてその旨を連絡してください。)

| | | |
|----|--|---------|
| 1 | 提案書 (鑑) | |
| 2 | 事業計画書 | 様式第 1 号 |
| 3 | 収支予算書 | 様式第 2 号 |
| 4 | 納税証明書 (証明日が令和 8 年 4 月 1 日以降のもの) | 県の証明書 |
| 5 | 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 | 様式第 3 号 |
| 6 | 誓約書 (暴力団関係) | 様式第 4 号 |
| 7 | 法人登記簿謄本 ※個人の場合は住民票 | 謄本等の写し |
| 8 | 直近 3 期分の決算関係書類 (損益計算書、貸借対照表等) ※個人の場合は確定申告書 | |
| 9 | 会社の事業概要が確認できる書類 (パンフレット等) | |
| 10 | 【提出任意】事業計画書の補足資料 (見積書等) | |

※提出書類への社印、代表者印の押印は不要です。

※上記 10 は対象資料がある場合のみ提出してください。

(3) 提出先

宮崎県 企業振興課 食品・工業・情報産業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1 宮崎県庁 8 号館 4 階

電話番号 : 0985-26-7095

mail : kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 応募に関する留意点

- ① 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を行った企業は審査評価点に加点措置を行います。なお、審査時点において、中小企業庁等が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上の登録企業リストに掲載されている企業を対象とします。
- ② 複数の事業に応募する場合は、事業ごとに事業計画書を作成してください。
- ③ 原則A4サイズで提出してください。
- ④ 虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ⑥ 提出に関する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類等は返却しませんので、原本の控えをお備えください。

6 審査・採択決定等

(1) 審査の方法

募集終了後、事務局において提出書類についての内容確認等を行い、審査会での審査を経た上で選定を行います。審査会は書面審査とし、令和8年7月中旬までに実施する予定です。

(2) 評価基準

選定に当たっては、次の点を総合的に勘案して審査を行います。

| | 評価項目 | 評価ポイント |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 現状分析 | 現状の分析が明確であるか。 |
| 2 | 事業内容 | 事業内容が十分に検討されているか。 |
| 3 | 有効性 | 第三者認証の取得に向けた展望が具体的に示されているか。 |
| 4 | 波及効果 | 事業実施により県内外（海外を含む。）への販路開拓・取引拡大が期待できるか。 |
| 5 | 事業運営体制 | 安定した事業運営が可能であるか。 |
| 6 | 総合評価 | 総合的に見て、補助事業として支援する必要性があるか。 |

(3) 採択後の手続き

採択後に別途定める補助金交付申請書等を提出していただき、事務局で内容確認を行い、補助金の交付決定を行います。

7 予算額

3,000 千円

※申込者の審査を行い、3者程度を採択予定

8 補助事業期間

交付決定日から令和9年3月19日（金）までとし、事業者が自ら支払いまで終了した費用が補助の対象となります。

9 補助事業における留意事項

(1) 一件の発注ごとに、見積りから発注、納品、支払いに至るまでの証拠書類が必要になります。証拠書類は他の経理と明確に区分して整理するようにしてください。補助事業終了後の確定検査において、補助対象箇所や適正な証拠書類が確認できない場合は、当該経費は補助対象外になります。

※証拠書類とは、見積書、発注書、契約書（請書）、工事完了報告書、請求書、銀行振込伝票等のことを指します。

(2) 発注先の選定においては、競争入札の実施又は複数の業者から見積書を聴取してください。

ただし、発注金額が10万円未満の場合は1者から見積書を聴取し、契約相手とすることができます。

(3) 県の担当職員による実地での中間検査、確定検査を行います。

また、次年度以降に県が必要であると認めた場合は、第三者認証の取得状況や改修設備・施設の使用状況について、実地調査等を実施する場合があります。

(4) 以下の経費は補助対象となりませんので、御注意ください。

- ① 補助金交付決定より前に発注、契約したもの
- ② 自社の人件費、事務所の家賃、光熱水費等、他の経費と明確に区分できない経費
- ③ 物品の購入
- ④ 金融機関などへの振込手数料
- ⑤ 商品券、クーポン、ポイントで支払ったもの
- ⑥ 国や地方公共団体等から、既に補助を受けている経費
- ⑦ その他社会通念上、適当でないと認められる経費

10 問合せ先等

宮崎県 企業振興課 食品・工業・情報産業担当 濱山、江上

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県庁8号館4階

電話番号：0985-26-7095 FAX：0985-32-4457

mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙)

フードビジネス競争力強化事業に係る補助対象経費について

| 経 費 | 備 考 |
|-----|---|
| 委託料 | 食品安全管理における第三者認証取得に向けた指導を外部企業に依頼した際に発生する経費（ <u>今年度中に第三者認証の取得ができない場合の経費も補助対象となります。</u> ） 【注意事項】 ・ 交付決定後に委託契約書を締結したものが対象になります。 ・ 契約内容、契約金額を記載した委託契約書を締結してください。 ・ 契約相手方には実績報告書等の成果物を提出させてください。 |
| 役務費 | 食品安全管理における第三者認証取得のために認証機関に支払う審査料 【注意事項】 ・ 更新審査料は対象外です。 |
| 修繕費 | 食品安全管理における第三者認証の取得のために必要となる設備・施設の改修費用 例1：清潔区域と汚染区域の間仕切りのための壁を設置 例2：第三者認証の取得に必要な範囲での床面改修 【注意事項】 ・ 交付決定後に修繕契約書を締結したものが対象になります。 ・ 契約内容、契約金額を記載した修繕契約書を締結してください。 ・ 契約相手方には実績報告書等の成果物を提出させてください。 |

※以下の経費は補助対象となりませんので、御注意ください。

- ① 補助金交付決定より前に発注、契約したもの
- ② 自社の人件費、事務所の家賃、光熱水費等、他の経費と明確に区分できない経費
- ③ 物品の購入
- ④ 金融機関などへの振込手数料
- ⑤ 商品券、クーポン、ポイントで支払ったもの
- ⑥ 国や地方公共団体等から、既に補助を受けている経費
- ⑦ その他社会通念上、適当でないと認められる経費